ほけんだより

令和８年１１月 ２ 日
江戸川区立平井西小学校
保健室

～保護者のみなさまへ～



◇１１月の保健行事◇

１１月１８日(水)	就学時健康診断 ※１３:００ 完全下校になります。 ※忘れ物を取りに校内に入れません。 ※すくすくスクール・学童は開館しています。
１１月１９日(木)	歯科指導(3年生) ５時間目
１１月２０日(金)	日光前健康診断(6年生) １３:２０～ ※健康カードを毎日記入し、忘れずに持たせてください。 ※欠席した場合、各自で病院に行っていただきます。

○登校証明書の提出のお願い○

インフルエンザが流行しています。決められた日数療養し、登校する初日には、病院でもらった登校証明書を持ってくるようにしてください。

また、学校保健安全法により、水ぼうそう・溶連菌感染症・りんご病・手足口病・感染性胃腸炎なども登校証明書が必要になります。

病院でのもらい忘れ、家での紛失が増えています。必ず提出が必要なものになりますので、お願いいたします。



季節性インフルエンザ診断報告書・登校報告書

保 護 者 様

江戸川区立平井西小学校

お子さまが感染性の病気になった場合は、完全になおしてから登校しましょう。
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下のとおりです。登校する際は、下記診断報告書に主治医の証明をいただいた上で、登校報告書を記入し、提出をお願いいたします。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後５日をすぎ、かつ、解熱した後２日をすぎるまで※

※ 幼児の場合、発症した後５日をすぎ、かつ、解熱した後３日をすぎるまで

季節性インフルエンザ診断報告書　医療機関記入欄

年　組　氏名

上記の者が、季節性インフルエンザに罹患していることを診断します。

発症日　年　月　日　診断した日　年　月　日

診療医療機関名

診療医師氏名

登校報告書　保護者記入欄

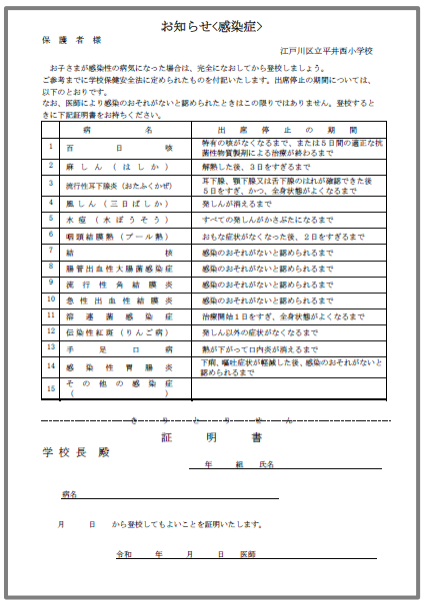
登校を再開するにあたり、下記のとおり報告いたします。

発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9

※1．発症とは、病気を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日で、その日を０日と数えます。
※2．解熱した後２日とは、解熱した日を０日と数えます。
※3．本人の状態が思い時は、医師と相談してください。

解熱した日　年　月　日　登校（園）再開日　年　月　日

令和　年　月　日　保護者署名



お知らせ<感染症>

保 護 者 様

江戸川区立平井西小学校

お子さまが感染性の病気になった場合は、完全になおしてから登校しましょう。
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下のとおりです。
なお、医師により感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。登校するときに下記証明書をお持ちください。

	病名	出席停止の期間
1	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
2	麻しん（はしか）	解熱した後、３日をすぎるまで
3	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後５日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
4	風しん（三日ばしか）	発しんが消えるまで
5	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後、２日をすぎるまで
7	結核	感染のおそれがないと認められるまで
8	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
9	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
10	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	溶連菌感染症	治療開始１日をすぎ、全身状態がよくなるまで
12	伝染性紅斑（りんご病）	発しん以外の症状がなくなるまで
13	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
14	感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、感染のおそれがないと認められるまで
15	その他の感染症（　）	

証　明　書

学 校 長 殿

年　組　氏名

病名

月　日　から登校してもよいことを証明いたします。

令和　年　月　日　医師



10 月の
学校感染症
情報

・インフルエンザ